係る区域が属することとなつた市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口に加えた数とする。

3　第一項第一号(一)の(3)又は(二)の(4)の場合において、平成二十九年一月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合又は境界変更後の市町村の宅地平均価格指数は、当該廃置分合又は境界変更後の市町村が同年一月一日現在において廃置分合又は境界変更後の区域をもつて存在していたものと仮定して総務大臣が定める指数とする。

4　第一項第二号(一)及び第三号(一)の場合において、平成二十七年十月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の平成二十七年産業分類別就業者数については、第二項の規定を準用する。

［5・6　略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　［略］

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.102 ＋ D｝＋｛（B × 1.17）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.102 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.102 ＋ D｝、（B × 1.17）又は｛（B × 1.17）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9947 ＋ 0.0053 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 2.150 を超えるときは 2.150 とし、0.000 に満たないときは 0.000 とし、算式の符号 B の算式の符号 a が 97.7 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.150 を超えるときは 1.150 とする。）

［略］

算式の符号

a　前々年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の第６表「道府県税の徴収実績」の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「1.法定普通税」、表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）と軽油引取税収入済額（同表の表側「3.軽油引取税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額から道府県民税利子割収入済額（同表の表側「(オ)利子割」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、地方消費税収入

係る区域が属することとなつた市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口に加えた数とする。

3　第一項第一号(一)の(3)又は(二)の(4)の場合において、平成二十四年一月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合又は境界変更後の市町村の宅地平均価格指数は、当該廃置分合又は境界変更後の市町村が同年一月一日現在において廃置分合又は境界変更後の区域をもつて存在していたものと仮定して総務大臣が定める指数とする。

4　第一項第二号(一)及び第三号(一)の場合において、平成二十二年十月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の平成二十二年産業分類別就業者数については、第二項の規定を準用する。

［5・6　同上］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　［同上］

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.101 ＋ D｝＋｛（B × 1.16）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.101 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.101 ＋ D｝、（B × 1.16）又は｛（B × 1.16）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9948 ＋ 0.0052 ×［0.5 ×｛（A ＋ B）＋ 1｝＋ 0.5 × C］

（A ＋ B）＋ 1 が 2.400 を超えるときは 2.400 とし、0.000 に満たないときは 0.000 とし、算式の符号 B の算式の符号 a が 97.2 以上のときは、（A ＋ B）＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、（A ＋ B）＋ 1 は 1.000 とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

［同左］

算式の符号

a　前々年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（「地方財政状況調査表（都道府県分）」の「都道府県の徴収実績」（以下この項において「都道府県調査票徴収実績」という。）の表側「1.　法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と軽油引取税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「(2)軽油引取税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額から道府県民税利子割収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「(オ)利子割」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、地方消費税収入済額（都